

○会津若松市上下水道局建設工事請負契約事務取扱規程

平成8年4月22日

会津若松市水道部管理規程第11号

(令2上下水道規程1・題名改正)

改正 令和2年4月1日上下水道規程第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、会津若松市上下水道事業契約規程（平成8年会津若松市水道部管理規程第10号。以下「契約規程」という。）に定めるもののほか、上下水道局が行う建設工事請負契約に関する必要な事項を定めるものとする。

(令2上下水道規程1・一部改正)

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 請負工事 一般競争入札、指名競争入札又は随意契約により受注者を定めて執行する工事をいう。
- (2) 受注者 工事の請負契約を締結した者をいう。
- (3) 設計図書 図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書を含む。）をいう。

(平25水道規程8・一部改正)

(受注者の資格要件)

第3条 工事の受注者は、契約規程第33条に定める建設工事に係る指名競争入札参加者に必要な資格を有する者でなければならない。

(平25水道規程8・一部改正)

(工事の見積期間)

第4条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、請負契約の方法が随意契約による場合にあつては、契約を締結する以前に、入札の方法により競争に付する場合にあつては、入札を行う以前に、次に掲げる見積期間を設けなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。

- (1) 工事1件の予定価格が500万円未満の工事については、1日以上
- (2) 工事1件の予定価格が500万円以上5,000万円未満の工事については、10日以上

(3) 工事1件の予定価格が5,000万円以上の工事については、15日以上

(令2上下水道規程1・一部改正)

(入札書及び見積書)

第5条 入札者及び見積者は、入札書又は見積書に必要事項を記載し、提出しなければならない。ただし、電子入札による入札については、別に定めるところによる。

(平16水道規程7・全改、平25水道規程8・一部改正)

(工事請負契約の締結)

第6条 請負契約は、建設工事請負契約書により締結し、その附属書類として設計図書並びに会津若松市工事請負約款(以下「約款」という。)第3条第1項に規定する請負代金内訳書及び同条第2項に規定する工程表を添付するものとする。ただし、管理者が契約の性質その他特別の事由により附属書類を添付する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、請負契約に係る請負金額が100万円未満のときは、建設工事請書をもって建設工事請負契約書に代えることができる。

3 契約の履行に関しては、建設工事請負契約書又は建設工事請書によるほか、約款により、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

4 請負契約の内容を変更する場合には、建設工事変更請負契約書又は建設工事変更請書によるものとする。この場合において、これらの様式中内容に変更がない事項については、その記載を要しない。

(平25水道規程8・一部改正)

(工事の着手)

第7条 請負工事の着手期日は、特に期日を定めたものを除き、請負契約締結の日から10日以内とし、受注者は、工事に着手するときには、管理者に着手届を提出しなければならない。

(平25水道規程8・一部改正)

(約款の準用)

第8条 この要綱に定めるもののほか、工事請負契約については、約款を準用する。

(関係様式の準用)

第9条 請負工事に係る入札書等の関係様式については、会津若松市建設工事請負契約規程(平成8年会津若松市告示第22号)に定める様式を準用する。この場合において「会津若松市長」とあるのは、「会津若松市上下水道事業管理者」に読み替えて適用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は事前に監督員の確認を受けた場合に限り、同項に定める様式において記載すべき事項がすべて記載されている書類を、当該様式に代えて提出することができる。

(平25水道規程8、令2上下水道規程1・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成8年4月12日から適用する。

(令2上下水道規程1・一部改正)

(経過規定)

- 2 この規程の施行の前日に、会津若松市水道事業契約規程（昭和42年会津若松市水道部管理規程第4号）の規定に基づいて提出された届出書、申請書又は通知書は、この要綱の規定に基づいて提出された届出書、申請書又は通知書とみなす。

(令2上下水道規程1・一部改正)

附 則（平成16年3月31日水道規程第7号）

改正 令和2年4月1日上下水道規程第1号

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(令2上下水道規程1・一部改正)

附 則（平成25年9月3日水道規程第8号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年4月1日上下水道規程第1号抄）

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。